

ご存知ですか？

国民年金の高齢任意加入制度

問い合わせ／大宮年金事務所（☎048・652・3399）
又は国保年金課年金担当（内線2437）

国民年金の老齢基礎年金は、満額で780,100円（平成27年度）ですが、これを受け取るためには、20歳～60歳になるまでの40年間（480月）の国民年金保険料を完納しなければなりません。昭和61年3月以前のサラリーマン世帯の専業主婦や平成3年3月以前の学生は、国民年金へ加入するかどうかは、本人の意思で決められていました。国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間は、それに応じて年金額も少なくなります。

このため、本人の申込みにより、60歳以上の方も国民年金に加入することができま

任意加入

60歳～65歳未満で加入期間が短く年金を受け取るための必要な期間（25年）が不足している方、年金額を満額に近づけたい方は60歳の誕生日の前日から国民年金に任意加入し保険料を納付することができます。

※老齢基礎年金受給中又は厚生年金・共済年金に加入している方は加入できません

特例任意加入

昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳までに受給資格期間（25年以上）を満たしていない場合、受給資格を満たすまで（最長70歳まで）加入できます。

〔共通事項〕

加入の申込みをされる方は、保険料の納付方法が原則口座振替になります。ただし、口座を持っていない場合、資格を喪失するまでの期間の保険料を前納する場合があります。正当な理由がある場合には、現金で納付することも可能です。

申込み／年金手帳（本人・配偶者）、**印鑑**、**預貯金通帳**、**通帳届出印**、**共済組合加入期間確認通知**（共済加入期間がある方）、**戸籍謄本**（必要の場合あり）を持参し、**国保年金課**年金担当又は**両支所福祉グループ**



臨時福祉給付金・子育て世帯

臨時特例給付金の申請はお済みですか？

問い合わせ／臨時福祉給付金支給プロジェクト（内線2608）

消費税率の引上げに伴う影響を緩和するため、平成26年度に引き続き平成27年度も臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の支給を行います。対象と思われる方にはすでに申請書を郵送しました。詳細につきましては、広報かがやき7月号と同時配布した「お知らせ」を2つの給付金（平成27年度）又は市ホームページをご覧ください。

臨時福祉給付金

対象／平成27年度分の住民税が非課税の方 ※課税されている方の扶養になっている方、生活保護を受けている方は対象外です

給付額／対象者1人につき6千円

申請期限／11月4日(水)

子育て世帯臨時特例給付金

対象／平成27年6月分の児童手当受給者 ※特例給付の方は対象外です

給付額／対象児童1人につき3千円

申請期限／9月1日(火)

粗大ごみの受付窓口が5月より変更となりました

広報かがやき4月号及び6月号でもお知らせしましたが、鴻巣地域・川里地域にお住まいの方が、粗大ごみ・燃やせるごみを自己搬入される際の受付窓口が5月7日より下図のとおり変更となりました。粗大ごみ受付専用窓口前に駐車スペースも設けましたのでご利用ください。なお、搬入先は、従来どおり埼玉中部環境センター（吉見町）です。

吹上地域にお住まいの方の粗大ごみ・燃やせるごみの自己搬入については、従来どおり吹上支所で受付を行っています。

問い合わせ
／環境課廃棄物・リサイクル担当
（内線2415）

